

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	老人福祉増進関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白山市は、老人福祉増進関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

老人福祉増進関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に明記することで万全を期している。

評価実施機関名

白山市長

公表日

令和5年7月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人福祉増進関連事務
②事務の概要	<p>老人福祉法に基づき、老人の福祉増進等のために、次の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 災害対策基本法に規定する避難行動要支援者名簿の作成に係るひとり暮らし高齢者等実態調査の実施に関する事務・ 白山市長寿祝金条例の規定による祝金の支給に係る対象者の選定に関する事務・ シルバー用具給付事業の実施による日常生活を支援する用具に係る事務・ 認知症高齢者等家族支援事業の実施による位置情報検索サービスに係る事務・ 高齢者ふれあい入浴事業の実施による公衆浴場の利用に関する事務・ 在宅支援型住宅リフォーム推進事業の実施による在宅介護を要する高齢者のための住宅リフォームに係る事務・ ねたきり高齢者等寝具乾燥消毒事業の実施による寝具の乾燥、消毒等に係る事務・ ねたきり高齢者理髪サービス事業の実施による理髪サービスに係る事務・ 高齢者等への配食サービス事業の実施による配食サービスに係る事務・ 高齢者温泉施設利用事業の実施による温泉施設の利用に係る利用券の交付の申請に係る事務・ 高齢者世帯屋根雪融化促進事業の実施による屋根雪融雪装置等の設置に対する補助金に係る事業・ 車いす等利用者外出支援事業の実施による在宅の高齢者のための移送用車両対応タクシーに係る事業・ 高齢者リフレッシュ支援事業の実施によるはり、きゅう又はマッサージの施術に係る事業・ 高齢者生活管理指導短期宿泊事業の実施による生活管理指導に係る事業・ 緊急通報体制整備事業の実施による緊急通報装置に係る事務・ 要援護者住宅屋根雪下ろし等支援事業の実施による屋根雪おろし等に要する経費の支援に係る事務・ 要援護高齢者外出支援事業の実施によるタクシー利用に係る事務・ 認知症高齢者等安心ネットワーク事業の実施に係る登録の申込みに関する事務・ 老人福祉連絡員の設置に係る訪問に関する事務・ 若返り園芸広場の利用に関する敷地管理に関する事務・ ゆーりんピック及びねんりんピックに係る大会出場に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
老人福祉増進関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項・ 白山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年白山市条例第34号)第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部長寿介護課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	白山市総務部総務課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9510

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	白山市健康福祉部長寿介護課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9529
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

